

一 般 質 問 通 告 書

平成26年2月20日

区議会議員長 秋 家 聡 明 殿

区議会議員 3 番

小 林 ひ と し



平成26年第1回定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第85条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記



(質問件名)

1 葛飾区役所総合庁舎建て替えについて

(質問要旨)

- (1) 東日本大震災の復興事業や公共事業の増加により、資材・建設労働者の人件費が高騰し、入札不調が続いている。東京においては2020年のオリンピック特需が見込まれる状況の中、仮に本区が庁舎を建て替えれば相当な総事業費の増大が予想される。一層のこと今の庁舎を使えるまでつかうという方針転換をすべきと思うがいかがか、区長の考えを伺う。
- (2) 秋田市役所の庁舎建て替えにおいても入札が2回不調となり、東京・豊洲に移転予定の中央卸売市場においても昨年の入札が不調に終わり、予定価格を大幅に引き上げて再度の入札で施工者が決まったが、平成23年11月に示した「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」とりまとめて示した整備費用の総事業費では到底済まないと思うが、どのような認識なのか。

(質問件名)

2 本区の職員について

(質問要旨)

- (1) 平成26年度の組織改正によって、部長ポストが1、課長ポストが6増える。平成

- 17年度は参事・副参事の管理職のポストが84であったが、現区長が就任してから右肩上がりに増えているが、行革の流れに逆行するのではないか。
- (2) 管理職のポストが増えると人件費も増えていくと思うが、平成25年1～12月の1年間の参事・副参事の給与・手当等(源泉徴収票に記載の支払金額に相当)の平均額、人数、支払総額をそれぞれ伺う。(途中で退職の者を除く)
 - (3) 平成22～24年度の3年間で退職した参事・副参事それぞれの退職手当の平均額・人数を伺う。
 - (4) 本区における職員の勤務評定の最終評定は5段階相対評価を採用しているが、分布割合はどうなっているのか。また相対評価は部署ごとか、それとも全庁を単位としたものなのか。
 - (5) 大阪府・大阪市においては職員基本条例を制定し、職員評価を5段階評定で、上からS・A・B・C・Dで、それぞれ5%、20%、60%、10%、5%と分布割合を決めて評価を行っている。民間企業においてはスタンダードな手法とのことだが、本区においても条例を制定すべきと思うがいかがか。

(質問件名)

3 本区におけるスポーツ施設等の優先利用・学校の施設開放について

(質問要旨)

- (1) 多くの区民はスポーツ施設の優先利用の制度そのものを知らないと思うが、しっかり区の優先利用の考え方、優先順位などの基準やルールを広報紙やホームページで周知すべきと思うがいかがか。
- (2) スポーツ施設の優先利用について、いつ、どの団体が、どういう目的で使用するのか年間スケジュールをホームページに掲載するなど透明化を図ってもらいたいがいかがか。
- (3) スポーツ施設が区民全体の財産であることを考えると、利用率の高い土・日・祝日のかなりの部分を優先利用で一般の区民が利用できない状況は好ましくない。優先利用と一般抽選の割合を決め、明確にルール化すべきと思うがいかがか。
- (4) 区立の学校施設開放について利用できる日にち、時間、そして具体的にいつ、どの団体が、どういう目的で使用するのか学校ごとにホームページ等で情報公開すべきと思うがいかがか。
- (5) 学校開放において、利用希望団体の既得権、優先権、例として既にA団体は毎週○曜日の夜間に体育館を利用しているから他団体はご遠慮願いたいなどと無意識的に利用調整会議等で認めている事例はないか。
- (6) 新規の団体が尻込みしないためにも、「学校施設利用の手引き」の利用調整会議の進め方における「4 利用の調整」の項目において、利用団体の既得権、優先権(優先順位とは別)を一切認めず、前例にとらわれず全ての団体を公平・平等に扱う旨明示してほしいがいかがか。

(質問件名)

4 プロポーザル方式について

(質問要旨)

- (1) 指定管理者をプロポーザル方式で決定する際に、これまでも理事者の報告のあり方について委員会等で議論になってきた。昨年9月の総務委員会では他会派の議員が指摘をして区長をはじめ理事者も前向きな答弁をした議事録が残っているが、2月19日の建設環境委員会に臨んだ限りにおいて全く変わっていない。この5か月間どのような検討をしてきたのか。あるいはその場しのぎの答弁で変えるつもりがないのか伺う。
- (2) もし仮に見直しを検討している場合、ガイドラインそのものを見直すことになるが、具体的にどの部分の情報を議会にオープンにすることを考えているのか。
- (3) 「葛飾区亀有南駐車場等の指定管理者の指定について」、「葛飾区金町南駐車場等の指定管理者の指定について」の2議案の議案説明が2月19日に建設環境委員会で行われ採決されたが、その際の資料について
 - ①なぜ提案金額が示されていないのか。議会の資料からは上限金額すら分からないがなぜか。
 - ②なぜ最優秀提案者の選定理由(講評ポイント)が示されていないのか。
 - ③なぜ選定委員会の委員(学識経験者)の名前、選任理由が示されていないのか。この3点については大阪府においては「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」によってホームページで公表することになっているが、本区においては議案にもかかわらず示さない理由をそれぞれ伺う。

